

船舶事故調査報告書

平成28年3月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成27年9月1日 03時35分ごろ
発生場所	長崎県対馬市上島東方沖 対馬長崎鼻灯台から真方位074°12.1海里（M）付近 （概位 北緯34°28.0′ 東経129°38.0′）
事故の概要	漁船第五住吉丸は、パラシュート型シーアンカーを揚収中、転覆した。 第五住吉丸は、船長が死亡し、航海計器等の濡損を生じた。
事故調査の経過	平成27年9月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五住吉丸、10トン NS2-16988（漁船登録番号）、個人所有 14.71m（Lr）×3.31m×1.21m、FRP ディーゼル機関、423kW、平成元年7月26日 第290-46711号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月3日 免許証交付日 平成26年1月21日 （平成31年7月5日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	航海計器、主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 8～10、視界 不良 海象：波向 南、波高 約3m、水温 約25.6℃ 上対馬及び下対馬には、平成27年8月30日21時50分に竜巻を付加事項とした雷注意報が、9月1日00時45分に強風注意報が、06時49分に波浪注意報がそれぞれ発表された。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成27年8月31日14時00分ごろ、いか一本釣り漁の目的で対馬市曾ノ浦港を出港し、上島東方沖の漁場に向かった。 船長の家族は、9月1日05時ごろから何度も船長に携帯電話を掛

	<p>けたが通じないので、船長の親族が乗っている船に携帯電話が繋がらないことを連絡した。</p> <p>本船は、07時40分ごろ、捜索及び救助に向かっていた巡視船及びヘリコプターにより、転覆した状態で発見された。</p> <p>船長は、09時35分ごろ、漂流しているところを海上保安庁のヘリコプターによって発見され、救助に向かった船長の親族が乗っている船により救助されて病院に搬送されたが死亡が確認され、溺水と検案された。</p> <p>本船は、2日08時30分ごろから巡視艇及びタグボートにえい航され、3日に曾ノ浦港に帰った。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、前部甲板下に5つの魚倉が、最後部の魚倉の船尾側に隣接して機関室が、機関室の上部船尾側に船員室が配置されていた。</p> <p>機関室、船員室の船尾側並びに機関室右舷側にそれぞれ出入口が設けられ、アルミ製の引き戸が備えられていた。</p> <p>本船は、‘両開き式の扉の付いた放水口（縦約14cm、横約34cmのほぼ長方形）’（以下「本件放水口」という。）がブルワークの下端に両舷対称の配置で前部、後部にそれぞれ2か所の合計4か所設けられていた。</p> <p>本船は、パラシュート型シーアンカーを操作する巻上機が船首甲板左舷側に設置されており、同アンカーの引揚げ索が同機に長さが約10m巻かれた状態であった。</p> <p>本船及び操舵室内装置等の状況は、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操舵室内に設置された配電盤の集魚灯及び航海灯のスイッチは、51か所設けた集魚灯のスイッチが2か所のみ入っており、航海灯のスイッチが入っていなかった。 ・ 主機のキーは、差し込まれており、始動スイッチがONの位置にあった。 ・ クラッチハンドルは、中立であり、スロットルレバーは、アイドルリングの位置であった。 ・ いか釣り機は、格納されていた。 ・ 本件放水口の扉は、2か所（左舷前部及び右舷後部）に針金が挿入されて開かなかった。（写真1参照）



針金が挿入
されている
状況

写真1 本件放水口

本船は、パラシュート型シーアンカーを揚収する際には集魚灯を2か所点灯させていた。

造船所担当者によれば、一般的に放水口は外開き式であり、船内から船外に扉が開いて甲板上の海水を排水する仕組みである。

本船は、船内の時計が03時35分で止まっていた。

海上保安庁の情報によれば、本事故が発生した位置は概位北緯34°28.0′東経129°38.0′である。

船長は、ふだんから気象情報をテレビ、パソコン等で入手して風浪の予想をしており、本事故の前日は天気図から雨が降る予想をしていた。

船長は、発見時には救命胴衣を着用していた。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明

不明

あり

本船は、上対馬及び下対馬地区に強風注意報及び竜巻を付加事項とした雷注意報が発表され、風力8～10の南風が吹き、波高約3mの波が生じている状況下、転覆したものと考えられるが、船長が死亡していることから、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。

本船は、パラシュート型シーアンカーの引揚げ索の長さが約10m巻かれており、集魚灯が2か所点灯し、いか釣り機が格納されていたことから、同シーアンカーを揚収中、風力8～10の南風が吹いて転覆した可能性があると考えられる。

本船は、上甲板に打ち込んだ海水が本件放水口から船外に排水するとともに船外から上甲板に流入し、また、本件放水口の2か所で扉が開かなかったことから、上甲板に海水が滞留しやすい状況にあった可能性があると考えられる。

船長の死因は、溺水であった。

船長は、漂流中、船長の親族が乗っている船に救助された際、救命

	<p>胴衣を着用していたが、転覆から救助されるまで約6時間を要したことから、溺水した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、上対馬及び下対馬地区に強風注意報及び竜巻を付加事項とした雷注意報が発表され、風力8～10の南風が吹き、波高約3mの波が生じている状況下、上島東方沖で転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣の常時着用を徹底すること。 ・放水口は、機能を損なわないこと。 ・放水口は、海水が船外から船内に流入しない構造にすること。 <p>(平成28年3月31日公表の漁船第一吉栄丸転覆事故の船舶事故調査報告書 参照)</p>

付図1 事故発生場所概略図

